平成２３年（フ）第１７３３号
福岡市東区香椎１丁目10番５―411号
債務者　佐久眞孝徳
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７６１号
福岡市東区下原１丁目15番63―302号
債務者　伊藤　良子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７６４号
福岡県古賀市駅東２丁目７番15―302号
債務者　白川　光則
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９１６号
福岡市中央区今川１丁目28番15ー701号
債務者　横溝　裕子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９１７号
福岡市中央区今泉１丁目18番51号
債務者　シェッティ利百（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９２９号
福岡県春日市松ヶ丘４丁目78番地プレザントハイム102号
債務者　中村　理恵
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９５６号
福岡県糸島市前原南２丁目７番25号
債務者　加美　知子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９６８号
福岡市城南区梅林４丁目５番38―306号
債務者　吉原　貴之
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９７０号
福岡県糸島市志摩師吉５番地34
債務者　藤野　廣子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９７８号
福岡市南区中尾３丁目39番16号
債務者　内田　由美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９８３号
福岡市城南区友丘２丁目11番２―205号
債務者　石田　知佳（旧姓町田）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９８９号
福岡市城南区樋井川６丁目15番８号
債務者　島居　清美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０１０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲1145番地グリーンコーポⅠ―５号
債務者　佐田ゆかり（旧姓岸下）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０１８号
福岡県大野城市月の浦２丁目10番７号
債務者　垣内　和子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０３３号
福岡市西区野方６丁目23番３―506号
債務者　彼杵　春美
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０３８号
福岡市西区周船寺２丁目12番15―205号
債務者　馬場知津留（旧姓久冨）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０４２号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺１丁目７番16―305号
債務者　三宅　泰子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０４８号
福岡市南区大橋１丁目２番31号
債務者　植田　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部